

資料—45 災害時における物資の供給等に関する協定（ゴダイ株式会社）

災害時における物資の供給等に関する協定

たつの市（以下「甲」という。）とゴダイ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、たつの市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に被災者に対する物資の供給及び運搬（以下「供給等」という。）に関し必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時において、物資の供給等について乙に要請し、乙は、可能な範囲で物資の安定供給に努めるとともに、その運搬を行うものとする。

（物資の供給等）

第3条 物資の供給等については、甲乙協議の上、物資の品目、量、引渡方法、引渡場所等を定めるものとする。

2 物資は別表1に定める品目とする。ただし別表1に定める品目以外についても、甲からの要請があれば、乙は、供給可能な品目に限り供給するものとする。

（要請の方法等）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、原則として物資供給要請書（様式第1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬）

第5条 物資の運搬は、甲の指定した受渡場所に、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資の供給に係る経費は甲が負担し、物資の運搬に係る経費は乙が負担する。

2 物資の価格は、災害時の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、乙からの請求書を受領した場合には、速やかに代金を支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは速やかに相互に連絡を取るものとする。

（1）甲及び乙は、連絡責任者を定め、連絡責任者届（様式第2）により報告するものとする。

（2）甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

する。

(情報交換)

第9条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間延長され、以後においても同様とする。

(中途解除)

第11条 甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、相手方に対し、解除希望日の1か月前までに書面により通知することで、この協定を解除することができるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月 2日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
たつの市長 栗原 一

乙 姫路市綿町104番地 スクエアビル2F
ゴダイ株式会社
代表取締役社長 浦上 晃之

別表1（第3条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

| 種類 | 物資名 | |
|-------------------|--|---|
| 食糧品 | 米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖類・塩・粉ミルク・液体ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・ジュース・水・マヨネーズ・菓子類・調味料・お茶・食用油・卵 | |
| 食器類 | 紙皿・紙コップ・割り箸・つまようじ | |
| 日用品 | 石鹸・洗濯石鹸（液体・粉）・ティッシュ・ウエットティッシュ・タオル・歯ブラシ・歯磨き粉・入歯洗浄剤・入歯安定剤・軍手・ガムテープ・生理用品・使い捨てライター・シャンプー類・髭剃り類・ヘアカラー・家庭用洗剤類・トイレットペーパー・文房具・ごみ袋・ラップ・たわし・ゴム手袋・殺虫剤 | |
| その他 乙の 取扱商品 | 一般用 医薬品 | 風邪薬・解熱鎮痛薬・整腸便秘薬・下痢止薬・胃腸薬・ドリンク剤・栄養保健薬・鼻炎薬・鎮咳去痰薬・皮膚疾患薬・目薬・コンタクト用品・外用消炎鎮痛剤（シップ薬）・消毒薬・キズ薬 |
| | 衛生用品 | 紙テープ・救急絆創膏・ガーゼ・テーピングテープ・サポーター・綿棒・綿花・肌着・熱さましシート・使い捨てカイロ・保温用品・マスク |
| | 介護用品 | 大人用紙おむつ・大人用紙パット・おしりふき・からだふき・清拭料・介護食品（レトルト）・トロミ剤・介護用手袋 |
| | ベビー用品 | ベビー紙おむつ・ベビーおしりふき・哺乳瓶・粉ミルク・離乳食 |
| | 化粧品類 | 基礎化粧品・メイク用品・化粧小物・カミソリ・洗顔料・化粧コットン・リップ |
| | ペット用品 | ペットシート・ペットフード・ペット用品 |
| | 光熱材料 | 電池・ローソク・線香・懐中電灯・カセットボンベ |

様式第1（第4条関係）

物資供給要請書

年 月 日

ゴダイ株式会社
代表取締役

様

たつの市長

印

災害時における物資の供給等に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

記

| | |
|--------------|--|
| 要 請 内 容 | |
| 受 渡 場 所 | |
| 要 請 期 間 | |
| 電話等による要請日時 | |
| 電話等要請者（たつの市） | |
| 電話等応答者（ゴダイ株） | |
| そ の 他 | |

連絡責任者届

【たつの市】

第1連絡責任者

| | | | |
|-----|--|----------|--|
| 所 属 | | 電話番号 | |
| 職 名 | | F A X 番号 | |
| 氏 名 | | メールアドレス | |

第2連絡責任者

| | | | |
|-----|--|----------|--|
| 所 属 | | 電話番号 | |
| 職 名 | | F A X 番号 | |
| 氏 名 | | メールアドレス | |

【ゴダイ株式会社】

第1連絡責任者

| | | | |
|-----|--|----------|--|
| 所 属 | | 電話番号 | |
| 職 名 | | F A X 番号 | |
| 氏 名 | | メールアドレス | |

第2連絡責任者

| | | | |
|-----|--|----------|--|
| 所 属 | | 電話番号 | |
| 職 名 | | F A X 番号 | |
| 氏 名 | | メールアドレス | |